

重要事項説明書

(居宅介護支援事業)

利用者： _____ 様

事業者： 佐久だいら居宅介護支援事業所

居宅介護支援事業所重要事項説明書

[年 月 日 現在]

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 (0267-66-1532) (月～金曜日 8:30～16:30)

担当 介護支援専門員 _____ / 管理責任者 齊藤 美智代

※ ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	佐久だいら居宅介護支援事業所
所在地	長野県佐久市常田77番地1
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (長野県 2071700435)
サービスを提供する実施地域※	佐久市・小諸市・御代田町

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者 1名 介護支援専門員 2名

(3) 営業時間

月～金曜日 午前8:30時から午後5:30時まで

※ (12月29日～1月3日は休業)

(4) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

3. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙2「サービス提供の標準的な流れ」参照

4. 利用料金

(1) 利用料 (ケアプラン作成料)

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じた金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

(2) 交通費

前記 2 の (1) のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

(3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

5. 虐待防止

事業者は、利用者等の人権擁護・虐待の発生又はその再発防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者：介護支援専門員（管理者） 齊藤 美智代

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

サービス提供中に、当該事業所従事者又は擁護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

6. 感染症・非常災害時について

感染症・非常災害、その他の事態に備え常に関係機関と連絡をはかり、対処方法についてあらかじめ計画を立てる。又年 2 回利用者及び従業員の訓練を行う。

あらゆる感染症に備え、感染拡大に努める。（感染拡大防止委員会の設置）

非常災害時の各関係各所の連絡等、必要な対応を迅速に行う。（業務継続計画に基づく）

7. 身体拘束の適正化について

当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。但し、自傷他害の恐れがある等やむを得ない場合は、事業所の所長が判断し、利用者又はご家族に説明し、同意を得たうえで身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがある。

8. 個人情報

サービス計画を居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者又は介護保険施設の関係人、主治医意見書を記載した医師、認定調査に従事した調査員に提示します。提示する場合は、必要最小限度に留めると共に、秘密の保持及びプライバシーの保護に留意します。

9. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

電 話：0267-66-1532

受付時間：月曜日～金曜日 午前8:30～午後4:30

担 当：事業所の所長、斉藤美智代（介護支援専門員）

(2) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

佐久市 高齢者対策課給付係 電話 0267-62-2111内線 (220)

小諸市 高齢者福祉課 電話 0267-22-1700内線 (245・246)

御代田町 町民課福祉係 電話 0267-32-3111

長野県国民健康保険団体連合会の、苦情相談係に相談することもできます。

介護保険課 電話 026-238-1555

苦情窓口 電話 026-238-1580

(3) 苦情処理手順方法

- ① 苦情の申立書を受付ける
- ② 当事業所が苦情に関する調査を行う
- ③ その調査結果を受けて事業所が改善すべき事項を検討する
- ④ 改善すべき事項をもとに当該事項に関する指導を実施する
- ⑤ その結果を利用者又はそのご家族へ報告する

10. 公正中立に関するもの

(1) サービス事業者の選定に当たって、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を求めることができます。

(2) 利用者は居宅サービス計画に位置付けた、指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を、介護支援専門員に求めることができます。

(サービス利用状況について)

当事業所の居宅サービス計画の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は次のとおりです。

※前6か月間（3月～8月・9月～翌年2月）に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護： %

通所介護： %

地域密着型通所介護： %

福祉用具貸与： %

※前6か月間（3月～8月・9月～翌年2月）に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合

サービス種類	事業所名 %		
訪問介護			
通所介護			
地域密着型通所介護			
福祉用具貸与			

11. 医療機関との連携に関するもの

- (1) 利用者が医療機関に入院した際、その入院先（医療機関）に担当介護支援専門員の氏名・連絡先を伝えるよう求めます。
- (2) 介護支援専門員は指定居宅サービス事業者等から、利用者に関わる情報提供を受けた時、その他必要と認める場合は、利用者の服薬状況・口腔機能・その他利用者の心身又は生活の状況に関わる情報のうち、必要と認めるものを利用者の同意を得て、主治医若しくは歯科医師、又は薬剤師に提供します。
- (3) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護・通所リハビリテーション等の医療サービス利用を希望している場合、その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治医等の意見を求めます。この場合において介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治医等に交付します。

12. 相談支援事業者との連携に関するもの

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を、総合的に支援するための法律に規定する特定相談支援事業者、住民の自発的な活動によるサービスを含めた、地域における様々な取組を行う者との連携に勤めます。

(付属別紙1)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

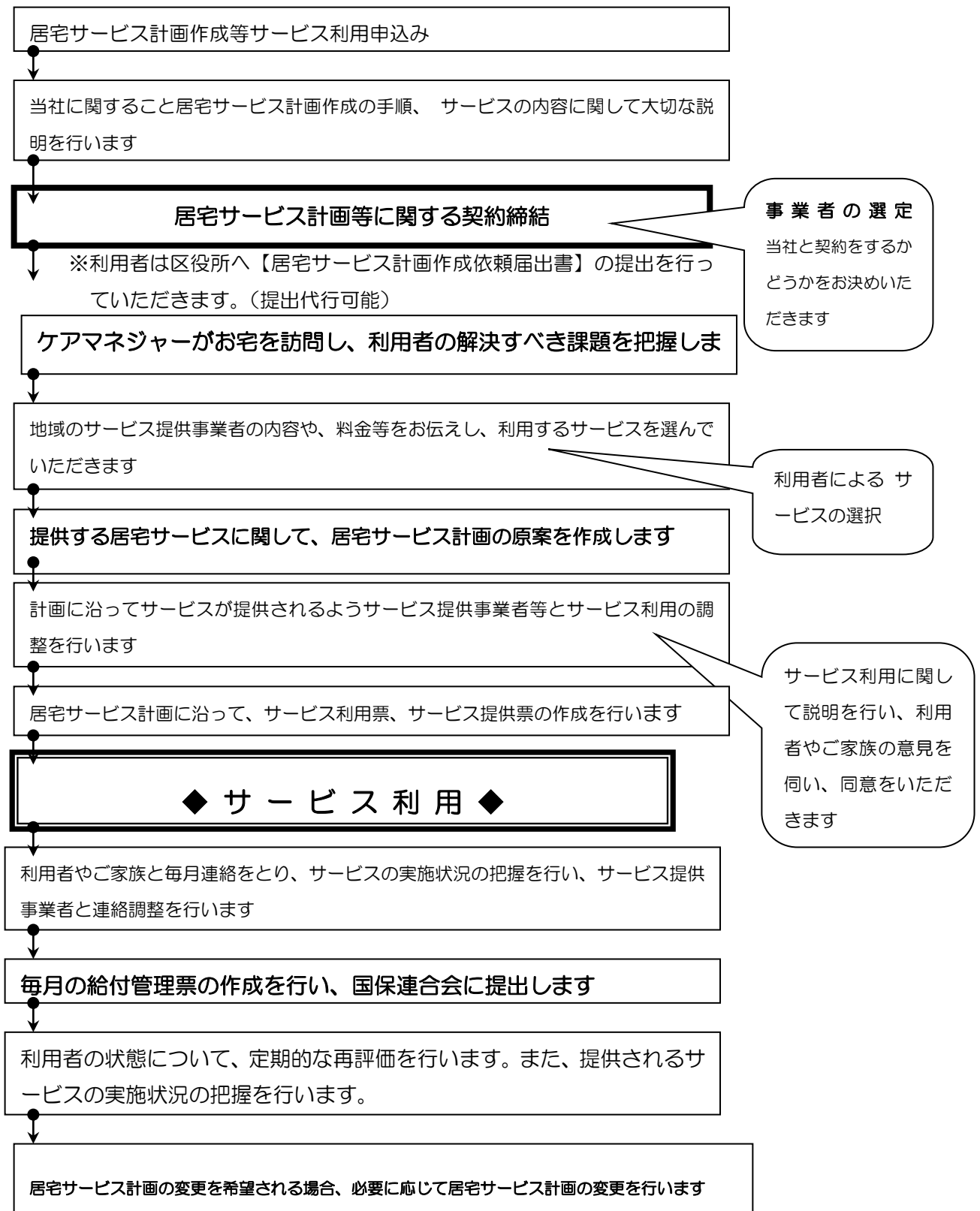
4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくことになります。

(付属別紙2)

サービス提供の標準的な流れ



本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

居宅介護支援の提供開始に際し、利用者に対して重要事項について説明しました。

年 月 日

【 事 業 者 】

印

【 事 業 所 】

【 説 明 者 】 氏名

印

事業者から居宅介護支援についての重要事項について説明を受け、同意しました。

年 月 日

【 利 用 申 込 者 】

住 所

氏 名

印

【 利 用 者 家 族 】

住 所

氏 名

(続柄)

印

【 代 理 人 】

住 所

氏 名

(続柄)

印